

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター  
仕事別グループ活動助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人さいたま市シルバー人材センターの仕事別グループ活動を円滑に行うため、現場責任者の活動費について必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 現場責任者活動費として、現場責任者がその職務を全うするための経費とする。

(助成金の交付額)

第3条 前条に定める助成金は、1現場責任者あたり月額2,000円とし、1事業年度に2回交付する。

(補 則)

第4条 助成は予算の範囲内で行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。